

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	化製場等に関する法律	法令の番号	昭和23年法律第140号
不利益処分の種類	動物飼養施設の構造設備の改善命令（1／2）	根拠条項	第9条第5項

処分基準	<p>法第5条から第7条までの規定は、第9条第1項に規定する区域内において同項の政令で定める種類の動物を当該動物の種類ごとに同項の規定に基づく条例で定める数以上に飼養し、又は収容するための施設について準用する。この場合において、第6条の2中「第4条の規定に基づく条例で定める基準」とあるのは「第9条第2項の規定に基づく条例で定める基準」と、第7条中「第3条第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の許可」と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法第6条の2 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の構造設備が第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場の管理者が第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。 ○ 第4条の規定に基づく条例で定める基準 <ul style="list-style-type: none"> 1 牛、馬、豚、めん羊、やぎ又は犬の飼養、収容施設 <ul style="list-style-type: none"> ① 床は、不浸透性の材料で造られ、これに適當なこう配及び排水溝が設けられていること。 ② 内壁は、飼養し、又は収容する動物の種類に応じ適當な高さまで、清掃に支障を來さない材料で造られ、かつ、清掃に支障を來さない構造を有すること。 ③ 内部は、清掃に支障を來さない適當な広さ及び高さを有すること。 ④ 床の周辺の地面で、汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性の材料で被覆され、これに適當なこう配及び排水溝が設けられていること。 ⑤ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。 ⑥ 汚物処理施設として、汚物だめ及び汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめを有することを要しない。 ⑦ 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性の材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。 ⑧ 畜舎から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。 	

対応区分	1 聽聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所		目次NO	
------	-----------------------	------	---------	------	---------	--	------	--

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	化製場等に関する法律			法令の番号	昭和23年法律第140号		
不利益処分の種類	動物飼養施設の構造設備の改善命令（2／2）			根拠条項	第9条第5項		
処 分 基 準		<p>⑨ 排水溝は、不浸透性の材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。</p> <p>⑩ 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎で、調理に際して著しい臭気を発生するものにあっては、次の要件を備えること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 床は、不浸透性の材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。 2. 臭気を適切に処理することができる構造が設けられていること。 3. 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。 4. 密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じて適当な容積を有する容器が備えられていること。 <p>2 鶏又はあひるの飼養、収容施設</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さ及び高さを有すること。 ② 鶏の家きん舎の床は、清掃に支障を来さない材料で造られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。 ③ あひるの家きん舎の床は、不浸透性の材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。 ④ あひるの家きん舎には、洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。 ⑤ 汚物処理施設として、鶏の家きん舎にあっては汚物だめを、あひるの家きん舎にあっては汚物だめ及び污水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめを有することを要しない。 ⑥ 汚物だめ及び污水だめは、不浸透性の材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。 ⑦ 家きん舎から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。 ⑧ 排水溝は、不浸透性の材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。 ⑨ 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎で、調理に際して著しい臭気を発生するものにあっては、次の要件を備えること。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 床は、不浸透性の材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。 2. 臭気を適切に処理することができる構造が設けられていること。 3. 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。 4. 密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じて適当な容積を有する容器が備えられていること。 					
対応区分	1 聽聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所		目次NO